

産後ケア事業

出産後、産後ケア施設でショートステイやデイサービス、
ご自宅への訪問で助産師などから支援を受けられるサービスです。

① 対象者

原則、東大阪市に住民登録のある生後1歳未満（ショートステイとデイサービスは4か月未満）の乳児とお母さんで、産後ケアの利用を希望される方。

★37週未満で生まれた場合は、出産予定日を基準とした月齢で利用できます。詳しくは、お問合せください。

★利用の適否については審査があります。

ただし、次の場合は利用できません。

- 母子ともに感染症の疑いや、入院・治療の必要がある場合
※ 出生後から児が入院中で「母親支援」のみの利用を希望する場合は、訪問型のみ利用できます。
- 健診の日、予防接種の当日及び翌日



② 内容

不安や悩みをお伺いし、解決方法を一緒に考えます。

すべてのサポートに、お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認、赤ちゃんの体重測定を含みます。

からだとこころのサポート（母親支援）

- ・ 乳房の手当
- ・ 産後の生活のアドバイス
- ・ ファミリープラン、卒乳の相談
- ・ こころの悩みの相談 など



育児のサポート（育児支援）

- ・ 沐浴や授乳の方法、
- ・ 育児や栄養・離乳食のアドバイス など

③ プランのご紹介

下記のプランを合わせて **21回** まで利用できます。

いずれのプランも、市民税非課税世帯等の方は利用料金・多胎追加費用の自己負担はありません。

市民税課税世帯の方も、1泊（日・回）につき、上限2500円のクーポンが5回まで使えます。

ショートステイ（宿泊型）

1泊（3食付）

時間：午前10時から翌日午前10時まで

利用料金：5,600円/泊

※多胎の場合は400円加算されます。

利用できる月齢：生後4か月未満

最大7泊まで利用できます

デイサービス（日帰り型）

1日（2食付）

時間：午前10時から午後7時まで

利用料金：2,800円/日

※多胎の場合は100円加算されます。

利用できる月齢：生後4か月未満

最大7日まで利用できます

《ショートステイ・デイサービス》

母子で施設に滞在し、上記内容の支援を受けることが出来ます。※母子ともに同室での利用になります。

入院とは異なりますので、育児や身のまわりのことはできる限りご自分で行っていただきます。

訪問型

時間：平日の午前9時から午後5時30分まで

訪問時間：概ね90分/回

利用料金：1,400円/回

※多胎の場合は50円加算されます。

利用できる月齢：生後1歳未満

最大7回まで利用できます



プランの詳細について（動画）

- 保健師または助産師が
- 体調やご家族の状況、お困りのこと
- など詳細をお伺いし、
- 希望プランのご相談に応じます。
- 利用プラン例は、市ウェブサイトをご覧ください。
- （裏面に二次元コードがあります）

《訪問型》

助産師がご自宅へ訪問し支援します。母親支援または、育児支援のどちらかを選んでいただきます。

※母子ともに同室での利用になります。

裏面もご覧ください



④ 注意事項

- ☆ 市民税非課税世帯とは、住居および生計を同一とするもの全員の市民税が非課税の世帯のことです。
- ☆ 利用料は、直接実施機関にお支払いください。
多胎の場合は、追加費用が必要です。追加費用については表面をご参照ください。
- ☆ 利用日の前々日 17 時以降のキャンセルは、キャンセル料がかかる場合があります。
- ☆ 利用時間を短縮されても、料金は変わりません。
- ☆ 記入、保育、家事のサービスではありません。赤ちゃんを預けて外出することはできません。

⑤ 利用手続き

- ご利用には東大阪市への申請が必要です。
希望される方は、お住まいの地域を管轄する保健センターへ申請してください。
- 妊娠中の事前申請は、妊娠 28 週（8 か月）以降から受付けます。
- 保健師または助産師が、体調やご家族の状況を面接・訪問・電話でお伺いします。
- お申し込み後に審査を行います。
- 実施機関との調整に数日要する場合がありますので、遅くともご利用希望日の 3 日前（閉庁日にあたるときは、その前の日）までに申請してください。ただし、ご希望に添えない場合があります。

(持ち物)

- ▼ 母子健康手帳
- ▼ 利用者本人、または利用者本人と同一世帯の方が申請に来られる場合、
来られる方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ▼ 利用者本人と同一世帯以外の方が申請に来られる場合、
来られる方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
※利用者本人の母子健康手帳を持ってこられない場合は、委任状が必要です。
- ▼ 生活保護世帯の方は、被保護証明書
- ▼ 市民税非課税世帯の方は、市・府民税課税証明書（4 月～6 月に申請する場合は前年度、
7 月～3 月に申請する場合は当年度の証明書）が必要な場合があります。詳しくは、お問合せください。

⑥ 実施機関

実施機関は市ウェブサイトに掲載しています。

利用申請時に、希望施設をお伺いしますので、事前にご確認ください。

市ウェブサイトはこちら



※施設によって、持ち物や事前のご案内があります。

利用前に市ウェブサイトに掲載している施設の案内を必ずご覧ください。

※施設によって休業日があります。また、お盆期間や年末年始等は休業する施設があります。

※施設の混み具合によって、ご希望に添えない場合もあります。

申請後に課税世帯区分が変更になった場合

産後ケア事業を利用中に課税世帯区分（課税世帯：A 区分、非課税・生活保護世帯：B 区分）が変更になった場合は、利用変更申請を行うことができます。

希望される方は、お住まいの地域を管轄する保健センターへ申請してください。

持ち物は、上記の「⑤ 利用手続き」の持ち物に加え、申請時にお渡ししている『産後ケア事業利用管理票』が必要です。また、課税世帯の方で『利用料補助クーポン』が残っている方は、そちらもあわせてお持ちください。

ご相談・利用申請窓口・お問合せ先

受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分
申請についてお困りの際は、お気軽にご相談ください。

東保健センター	旭町 1-1	電話：072-982-2603
中保健センター	岩田町 4-3-22-300	電話：072-965-6411
西保健センター	高井田元町 2-8-27	電話：06-6788-0085

＜事業に関するお問合せ先＞
母子保健課
電話：072-970-5820
FAX：072-960-3809

裏面もご覧ください



2025.10